

母子生活支援施設（ひまわり荘）の施設廃止・解体について



1 法的な位置付け

(1)根拠法令：児童福祉法第35条第1項3号

市町村は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

(2)目的：児童福祉法第38条

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

2 施設の概要

- | | | |
|-------------|--------------------------------------|-------------------------|
| (1)所在地 | ：郡山市希望ヶ丘1番17号 | |
| (2)設置年月 | ：1971年7月1日（赤木及び鶴見坦の母子寮を統合し希望ヶ丘に新築移転） | |
| (3)入所定員 | ：38世帯（2018年：入所者3世帯） | |
| (4)建物構造・延面積 | ：鉄筋コンクリート4階建・1,641.42㎡ | ※耐震基準を満たしていない |
| (5)間取り・居室面積 | ：2K（6畳+3畳）・24㎡、共同浴室 | ※条例等に基づく施設の最低基準を満たしていない |



3 廃止の理由

施設の老朽化（築53年）や1981年6月1日施行の耐震基準を満たしていないことから安全の確保ができないことに加え、社会的ニーズの変化などにより、2019年4月からひまわり荘を休止している。このような中、2022年11～12月にひまわり荘不法侵入事件が発生、2024年1月には能登半島地震等大規模地震が頻発するなど安全面の確保が急務となっており、また、ひまわり荘休止後、「保護・住宅支援」、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費確保支援」、「経済的支援」を柱に、ひとり親政策を積極的に推進（別紙資料）していることなど、総合的に判断した。

4 今後のスケジュール

市議会6月定例会に「廃止条例」及び「解体予算」を上程し、令和7年6月頃に解体完了予定

【別紙資料】

子ども・子育て会議からの提言（2020年）及びひとり親世帯等意向調査（2019～2023年）に基づき、市民ニーズが高い事業等を拡充又は新設

分野	ひまわり荘休止前の実施事業（～2018年度）		ひまわり荘休止後の実施事業（2019年度～）
保護・住宅支援策	母子生活支援施設（ひまわり荘）	休止	
	女性のための相談支援センターへの移送【母子：一時保護】	継続	女性のための相談支援センターへの移送【女性・母子：一時保護】
	市営住宅の入居支援【ひとり親世帯：ひとり親世帯への優先募集実施】	拡充	市営住宅の入居支援【ひとり親世帯：ひとり親世帯への優先募集実施：1枠から2枠へ】
	生活困窮者自立支援相談窓口における住居確保給付金【生活困窮者：家賃相当分の給付金を支給】	拡充	生活困窮者自立支援相談窓口における住居確保給付金【生活困窮者：職業訓練との併給可等】
		新規	市外の母子生活支援施設への入所【母子：母子生活支援施設広域入所】
		新規	母子緊急一時宿泊施設確保事業【母子：緊急一時保護】
		新規	ひとり親世帯家賃減額事業【ひとり親：民間賃貸住宅の家賃補助】
		新規	ひとり親世帯家賃債務保証料減額事業【ひとり親：民間賃貸住宅の家賃債務保証料の補助】
		新規	市営住宅目的外使用許可【DV被害者等：市営住宅の仮入居】
	など	新規	市営住宅の連帯保証人確保困難者への配慮【連帯保証人確保困難者：機関保証制度の導入】

分野	ひまわり荘休止前の実施事業（～2018年度）		ひまわり荘休止後の実施事業（2019年度～）
子育て・生活支援	育児家庭訪問事業【子育て世帯：助産師等による育児に関する相談支援】	継続	育児家庭訪問事業【子育て世帯：助産師等による育児に関する相談支援】
	子育て世代包括支援センター事業：ニコニコサポート 【子育て世帯：助産師等による妊娠・出産・子育てに関する相談支援】	継続	子育て世代包括支援センター事業：ニコニコサポート 【子育て世帯：助産師等による妊娠・出産・子育てに関する相談支援】
	地域子育て支援センター事業【子育て世帯：平日の親同士・子同士の交流の場の提供】	拡充	地域子育て支援センター事業【子育て世帯：交流の場の利用日に土・日曜日を追加】
	産後ヘルパー派遣事業【子育て世帯：ヘルパーによる産後の家事・育児支援】	拡充	産前・産後ヘルパー派遣事業【子育て世帯：ヘルパーによる家事・育児支援に産前を追加】
		新規	LINE相談事業【子育て世帯：SNSを活用した相談支援】
		新規	子育て短期支援事業【子育て世帯：保護者の事情等により一時的に養育が困難となった場合の子の預かり】
		新規	ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業【ひとり親：無料の家庭教師派遣】
		新規	母子保健と児童福祉の一体的相談支援【子育て世帯：こども家庭センター設置】
	など	新規	子どもの居場所づくり支援事業【子育て世帯：子ども食堂等の居場所づくりの支援】
就業支援	高等職業訓練促進給付金等事業【ひとり親：看護師等資格取得時の生活費給付制度】	拡充	高等職業訓練促進給付金等事業【ひとり親：支給対象資格・給付期間等の拡充】
	自立支援教育訓練給付金事業【ひとり親：医療事務等の教育訓練講座受講費給付制度】	拡充	自立支援教育訓練給付金事業【ひとり親：支給対象講座と支給額等の拡充】
	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 【ひとり親：高校卒業程度認定試験合格のための講座受講費給付制度】	拡充	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【ひとり親：支給額等の拡充】
	生活困窮者自立支援相談窓口における就労支援【生活困窮者：ハローワークと連携した就労支援】	拡充	生活困窮者自立支援相談窓口における就労支援【生活困窮者：家賃補助を受けての就労支援対象者の拡充】
		新規	就労準備支援事業【生活困窮者：就労体験のコーディネート等】
養育費確保支援		新規	ハローワーク郡山「マザースコーナー」をニコニコこども館に設置【子育て世帯：こどもがいる方への就職支援】
		新規	養育費等に関する弁護士法律相談事業【子育て世帯：無料の弁護士相談】
		新規	養育費確保に係る公正証書作成等支援事業【ひとり親：公正証書等作成費用の助成】
経済的支援	ひとり親家庭医療費助成制度【ひとり親：医療費の助成】	継続	ひとり親家庭医療費助成制度【ひとり親：医療費の助成】
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業・生活福祉資金貸付制度【ひとり親：各種費用の貸付】	拡充	母子父子寡婦福祉資金貸付事業・生活福祉資金貸付制度【ひとり親：貸付限度額の引き上げ】
		新規	幼児教育・保育の無償化制度【子育て世帯：保育料（0～2歳非課税・3歳以上保育料無償）
	など	新規	高等教育の修学支援新制度【子育て世帯：高等教育の授業料の減免と給付型奨学金の支給】

※各支援事業の対象者には、所得要件等ある場合があります。